⑹　落札者の決定方法　落札者は、上記３に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑺　配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

⑻　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

⑼　専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は、入札説明書による。）。

⑽　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。

⑾　手続における交渉の有無　無。

⑿　契約書作成の要否　要。

⒀　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

⒁　技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⒂　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は、入札説明書による。）。

⒃　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒄　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒅　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Yoshitoshi Nakamura, Director General, Tohoku Defense Bureau, MOD

⑵　Classification of the services to be procured: 41

⑶　Subject matter of the contract: Tohoku Defense Bureau jurisdiction decontamination work etc (JFY 2013) (Part2).

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system: 12: 00, July 22, 2013

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 15: 00, September 3, 2013 (Time limit for paperbased submissions: 15: 00, September 3, 2013, Submissions by mail or facsimile will not be accepted)

⑹　Contact point for documentation relating to the proposal: Contract Division, Administration Department, Tohoku Defense Bureau, MOD, 1―3―15, Gorin, Miyagino-ku, Sendai-shi, 983―0842. TEL 022―297―8296

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年７月２日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
佐賀病院長　島　　正義

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　41

○第13304号（№13304）

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　独立行政法人国立病院機構佐賀病院外来管理棟等建替整備工事

⑶　工事場所　佐賀県佐賀市日の出１―20―１　独立行政法人国立病院機構佐賀病院内

⑷　工事内容　本工事は外来管理棟等建替整備を行うものである。外来管理棟の新築工事（鉄筋コンクリート造地上４階建）建築面積約5,000㎡、延床面積約11,000㎡、外構約6,000㎡、既存改修延床面積約900㎡、（既存建物解体延床面積約6,000㎡）

⑸　工期　約48ヶ月以内（最終完成工期は平成29年度予定）

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約11,500㎥、鉄筋約1,700ｔ、鉄骨約220ｔ、板ガラス約1,400㎡、高圧受変電設備3,450kVA、非常用発電機500kVA、昇降機６基、空冷ヒートポンプチラー210ＵＳＲＴ

2　競争参加資格

⑴　競争参加者は次に掲げる①又は②の者とする。

①　次の⑵から⑽までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を除く。）により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、独立行政法人国立病院機構佐賀病院長から独立行政法人国立病院機構佐賀病院外来管理棟等建替整備工事に係る共同企業体として資格認定通知を受けた者であること。構成員の数は２社または３社とする。出資比率は、すべての構成員が均等割の10分の６以上であること。

②　次の⑵から⑽までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）。

⑵　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同５条中の「特別の理由がある場合」に該当する。

⑶　厚生労働省から九州沖縄ブロックにおける建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、九州沖縄ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑷　厚生労働省から九州沖縄ブロックにおける建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上であること。また、⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,250点以上であること。ただし、共同企業体の場合の代表構成員以外の構成員については1,050点以上とする。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　平成15年度以降に元請けとして完成、引渡しが完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。単体有資格者及び共同企業体の代表者は、単独又は共同企業体の代表者として施工した①の施工実績を有すること。共同企業体の構成員は②の施工実績を有するか又は共同企業体として施工した①の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）

①　ＲＣ造又はＳＲＣ造地上３階建て以上、延床面積8,000㎡以上の病院の新築又は増築

②　ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建て以上、延床面積4,000㎡以上の病院の新築又は増築

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に当機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。